

令和6年度

建設業者研修会 テキスト



宮崎県県土整備部管理課

令和6年度 建設業者研修会テキスト 目次

ページ

1 各種申請書類等の入手方法 1

2 建設業許可

2_1 建設業の許可	3
・ 建設業の許可と種類	
・ 許可の手続	
・ 許可を受けた後の届出等	
2_2 建設業許可申請書等記入例	31

3 経営事項審査

3_1 経営事項審査とは	64
3_2 申請時期と有効期間	64
3_3 経審の審査項目	65
3_4 申請方法	65
3_5 経営事項審査の申請書類	66
3_6 面接日程及び面接会場	70
3_7 経営事項審査の結果の公表	70
3_8 経営事項審査の虚偽申請への対応	70
3_9 経営事項審査関係書類記入例	72

4 法令遵守及び不適格業者への対応

4_1 建設業許可に関する注意事項	106
4_2 契約締結時及び元請・下請間における注意事項	110
4_3 工事現場に配置すべき技術者	114
4_4 処分に関する事	120
4_5 立入検査の実施	121
4_6 建設業者ホットライン	122
4_7 消費税の適格請求書等保存方式	123
4_8 住宅瑕疵担保履行法	125
4_9 労災保険特別加入制度の利用	127
4_10 時間外労働の上限規制	129

5 県発注工事における留意事項等

5_1 県発注工事における下請契約等	131
5_2 建設工事現場における安全確保	139
5_3 建設業退職金共済の取扱い	140

6 建設業の支援制度

6_1 建設産業における新卒者・若年者の採用に向けて	143
6_2 宮崎県建設産業キャリアアップ支援事業	148
6_3 下請セーフティネット債務保証制度	149
6_4 宮崎県中小企業融資制度	151

7 解体工事業、浄化槽工事業の登録

7_1 解体工事業の登録	158
7_2 浄化槽工事業の登録	161
7_3 特例浄化槽工事業の届出	163

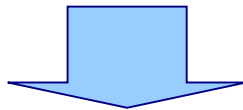
8 社会保険の加入の徹底 (施工体制台帳等の作成例を含む)

8_1 「みんなで取り組む」建設業の保険加入	165
8_2 施工体制台帳等の作成例	167
お問合せ先一覧	172

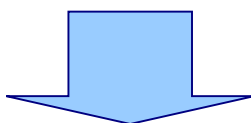
1 各種申請書類等の入手方法

県ホームページから建設業許可、経営事項審査、入札参加資格申請等に関する様式等をダウンロードすることができます。

1. 県庁ホームページ(トップページ)



2. 公共事業・建築・土木



3. 建設業関係事務手続のご案内

目的の項目をクリックしてください

許可 経審 入札参加資格

浄化槽工事業 解体工事業 住宅瑕疵担保履行法

1.建設業許可に関すること

建設業の許可を取得するには、要件を満たした上で、必要書類を提出する必要があります。

また許可取得後も申請内容に変更（代表者が交代）した場合は、変更届の提出が必要です。

- 許可の要件を知りたい
- 申請書や変更届の様式が欲しい・記入例を見たい

建設業許可業者名簿（令和4年3月末時点）

	建設業許可業者索引	建設業許可業者名簿
大規模許可	大規模索引 (PDF: 6KB)	大規模名簿 (PDF: 12KB)

許可

目的の項目を選択し、書類のダウンロードや必要な情報を閲覧してください。

- 浄化槽工事業の登録について
- 【住宅瑕疵担保履行法】資力確保措置の状況に関する届出について
- 令和4年測量士・測量士補 国家試験受験願書について
- 中堅・中小建設企業向け海外進出セミナー（宮崎会場）開催について
- 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパス開催について
- 【住宅瑕疵担保履行法】資

経営事項審査

2 建設業許可

2_1 建設業の許可

1 建設業の許可と種類

1 建設業とは

「建設業」とは、元請、下請を問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

「建設工事」とは、土木建築に関する工事で、次の**29業種**に分かれています（業種の詳細はP18～P21を参照）。

土木工事業	電気工事業	板金工事業	電気通信工事業
建築工事業	管工事業	ガラス工事業	造園工事業
大工工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	塗装工事業	さく井工事業
左官工事業	鋼構造物工事業	防水工事業	建具工事業
とび・土工工事業	鉄筋工事業	内装仕上工事業	水道施設工事業
石工事業	舗装工事業	機械器具設置工事業	消防施設工事業
屋根工事業	しゅんせつ工事業	熱絶縁工事業	清掃施設工事業
			平成28年6月新設 → 解体工事業

2 建設業の許可

建設業を営もうとする者は、29種類の業種ごとに許可を受ける必要があります。ただし、「軽微な建設工事」のみを営業する場合は、必ずしも許可を受ける必要はありません。

〈「軽微な建設工事」※許可を必要としないもの〉

建築一式工事 (次のいずれか)	○1件の請負代金が1,500万円未満の工事 ○延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事
建築一式工事以外の工事	1件の請負代金が500万円未満の工事

※ 一つの工事を2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額となります。(工事現場や工期が明らかに別である等、正当な理由に基づく場合を除く)

※ 上記請負代金の額は、すべて消費税及び地方消費税を含みます。

また、注文者が材料を提供する場合、請負代金の額は材料費（市場価格）、運送費を含めた額で判断します。

3 許可の区分

(1) 知事許可と大臣許可

知事許可	県内だけに営業所を設置する場合
大臣許可	2以上の都道府県に営業所を設置する場合

(注) 営業所とは、建設工事の請負契約を締結する事務所（専任技術者配置等の要件があります。）をいい、単なる登記上の支店や工事事務所等は該当しません。

(2) 一般建設業と特定建設業

下請契約の規模等により、業種ごとに一般建設業と特定建設業に区分されます。なお、同一業種について一般と特定の両方の許可を取得することはできません。

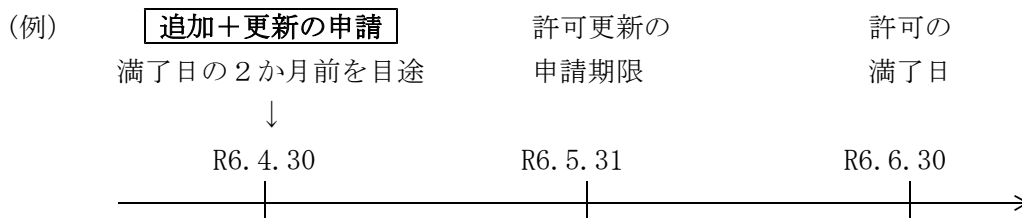
特定建設業の許可	発注者から直接請け負った1件の工事代金について、4,500万円（建築工事業の場合は7,000万円（消費税及び地方消費税を含む。))以上となる下請契約（下請契約が2以上あるときは、下請代金の総額）を締結する場合
一般建設業の許可	上記以外

4 許可の有効期間

許可の有効期間は5年間です。それ以後も引き続き建設業を営もうとする場合は、許可の有効期間が満了する**30日前までに、更新の手続**を取る必要があります。

なお、更新の申請は、有効期間が満了する3か月前から受け付けています。

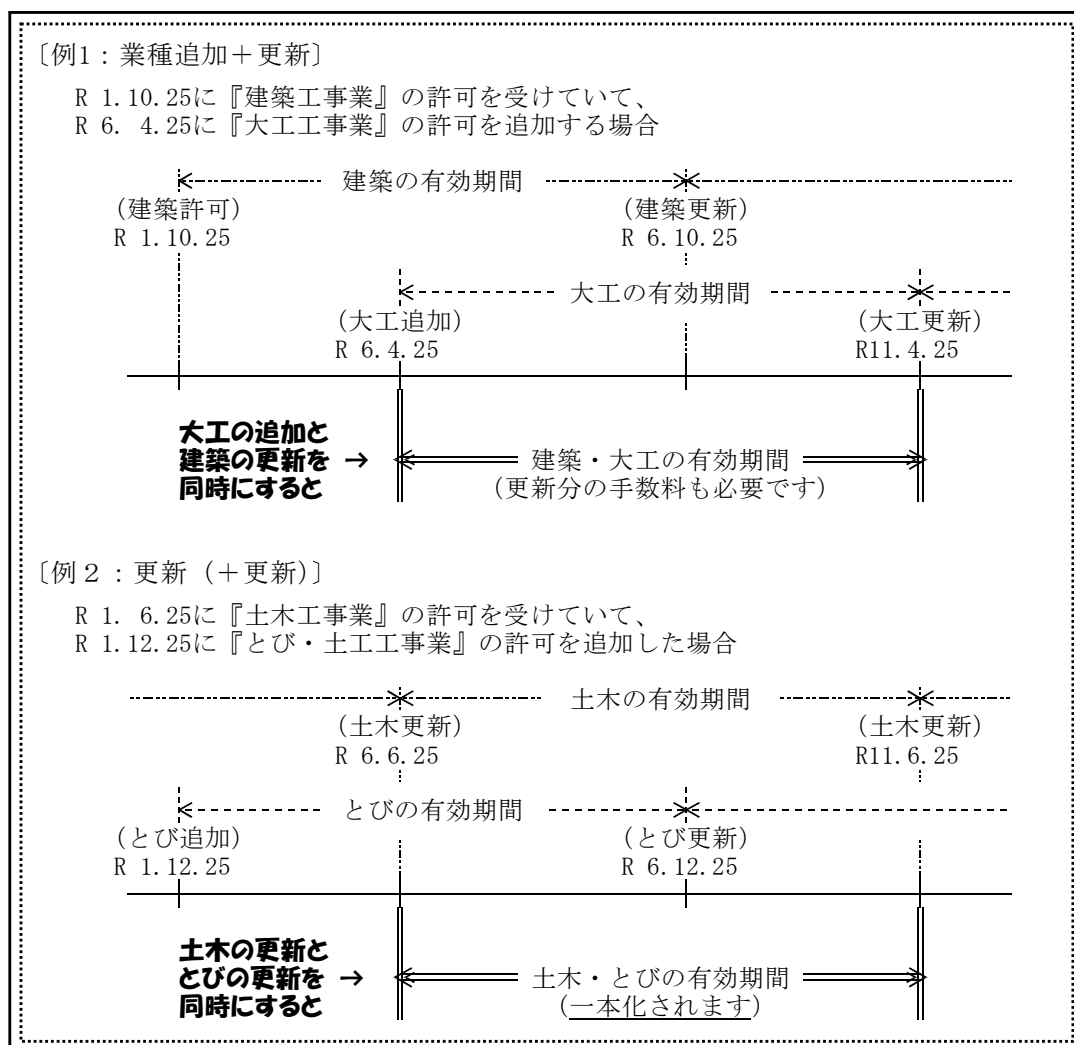
また、更新と併せて業種追加の申請を行う場合は、許可の満了日の2か月前を目途として申請書を提出してください。



◎ 有効期間の調整

途中で業種を追加すると、その追加業種の有効期間は新たに5年間となります。

このような場合、有効期間が複数存在することになりますが、他業種の更新を同時に行うことにより、有効期間を調整（一本化）することができます。



5 許可の基準（許可を受けるための要件の概要）

		一般建設業	特定建設業
1 経営業務の管理を適正に行うに足りる能力	① 常勤役員等（経営業務の管理責任者等）	<p>建設業者として次のいずれかに該当する体制を有すること</p> <p>イ 常勤役員等（法人である場合は常勤役員、個人である場合にはその者または支配人）のうち1人が次のいずれかに該当する者であること</p> <p>(1) 建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>(2) 建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る）として経営業務を管理した経験を有する者 ※1</p> <p>(3) 建設業に関し、6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者 ※1</p> <p>ロ 常勤役員等のうち1人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における5年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。）を有する者、労務管理の経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること</p> <p>(1) 建設業に関し、2年以上の役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理及び業務運営の業務を担当する者に限る）としての経験を有する者 ※1</p> <p>(2) 5年以上の役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者 ※1</p> <p>ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定した者</p>	
	② 社会保険等	<p>社会保険（健康保険、厚生年金保険）及び雇用保険に関し、適用事業所に該当する全ての営業所についてその旨を届け出ていること</p>	
2 営業所の専任技術者	<p>営業所ごとに次のいずれかに該当する専任の技術者がいること</p>		
	許可を受けようとする業種の工事について	許可を受けようとする業種の工事について	許可を受けようとする業種の工事について
3 誠実性	<p>法人、法人役員等、個人事業主、支配人、支店長・営業所長について、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと</p>		
	イ 指定学科（P 30表）を卒業後3年又は5年以上の実務経験を有する者	イ 一定の国家資格等を有する者	イ 一定の国家資格等を有する者
4 財産的基礎	ロ 10年以上の実務経験を有する者	ロ 左欄のイ～ロのいずれかに該当し、かつ、4,500万円以上の元請工事について2年以上指導監督的な実務経験を有する者（※2）	ロ 左欄のイ～ロのいずれかに該当し、かつ、4,500万円以上の元請工事について2年以上指導監督的な実務経験を有する者（※2）
	ハ イ、ロと同等以上の知識・技術・技能を有すると認められた者（別表（二）P 23～25の資格を有する者）	ハ イ、ロと同等以上の能力を有すると認められた者	ハ イ、ロと同等以上の能力を有すると認められた者
		<p>※2 指定建設業（土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園）については、上記“ロ”の要件では専任技術者として認められません。</p>	
	<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>イ 自己資本が500万円以上あること</p> <p>ロ 500万円以上の資金調達能力があること</p> <p>ハ 直近5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること</p>	<p>次の全てに該当すること</p> <p>イ 欠損の額が資本金の20%を超えないこと</p> <p>ロ 流動比率が75%以上であること</p> <p>ハ 資本金が2,000万円以上で自己資本が4,000万円以上であること</p>	

※1 1-①-イの(2)又は(3)、ロの(1)又は(2)に該当する場合は、事前に管理課へ相談ください。

6 建設業認可申請（譲渡及び譲受け・合併・分割、相続）

(1) 認可制度の概要

令和2年10月1日施行の建設業法改正により、建設業許可に関する事業承継及び相続に関する制度が新設されました。

この承継制度により、事業承継等を行う場合は承継日前にあらかじめ認可を受けることで、空白期間を生ずることなく許可を受けた建設業者としての地位を承継することが可能になりました。また、相続についても、許可を受けている個人の死亡後30日以内に申請し認可を受けることで、その相続人が建設業の許可を承継することが可能です。

ただし、いずれの場合も承継者等が経營業務の管理責任者や専任技術者を配置する等の許可の要件を満たす必要があります。

(2) 認可制度の種類

- ① 譲渡及び譲受け（個人→個人、個人→法人、法人→個人、法人→法人）
- ② 合併（吸収合併、新設合併）
- ③ 分割（吸収分割、新設分割）
- ④ 相続（個人の相続）

(3) 許可番号

- ・ 許可業者が許可を受けていない建設業者に承継される場合は、被承継者（被相続人）の許可番号が引き継がれます。
- ・ 複数の許可業者間で承継が行われる場合は、被承継者と承継者の許可番号のいずれかを選択できます。

(4) 許可の有効期間

- ① 事業承継等（譲渡及び譲受け・合併・分割）の場合
事業承継等の効力発生日の翌日から起算して5年
- ② 相続の場合
認可日の翌日から起算して5年

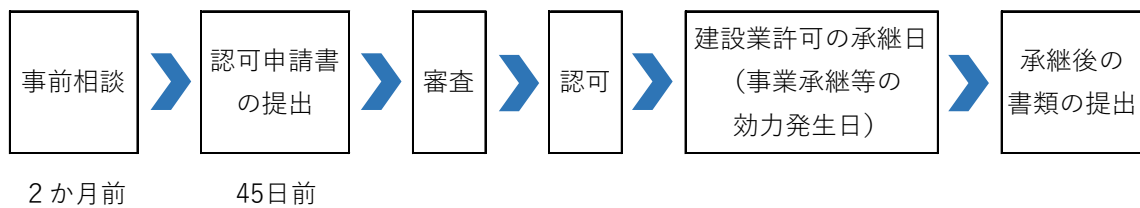
(5) 認可の基準（認可を受けるための要件の概要）

認可を受ける場合には、以下の全てに該当していることが必要です。

- ① 【事業承継等】事業承継等の効力発生日前までに認可を受けること
【相続】被相続人の死後30日以内に申請を行い、認可を受けること
- ② 被承継者（被相続人）の建設業の全部を承継すること
- ③ 被承継者（被相続人）が一般（特定）建設業の許可を受けている業種について、承継者（相続人）が特定（一般）建設業の許可を受けていないこと

(6) 申請の手順

① 申請の流れ



② 事前相談

認可申請が見込まれる場合は、承継予定日のおよそ2か月前までに管理課へご相談ください。

相続の場合は、被相続人の死亡後30日以内が申請の期限となりますので、早めにご相談ください。

③ 申請書の提出

ア 提出書類

認可申請書及び添付書類一覧表(P13)のとおり

イ 提出先

管轄の土木事務所又は西臼杵支庁

ウ 提出部数

正本1部、副本2部 ※ 電算用紙は不要

エ 手数料

手数料はかかりません。

④ 承継後に提出すべき書類

認可申請に必要な書類の一部は、承継後に提出する書類があります。提出期限内に求められた書類が提出されない場合、認可取消し処分の対象となるため、期限内の提出をお願いします。

詳細は、県ホームページに掲載している【建設業認可申請の手引き】をご覧ください。

(7) 個人事業主の事業承継について

個人事業主が後継者に事業を承継する場合は、認可（譲渡及び譲受け）を受けることにより、廃業せずとも許可を承継できますが、許可の要件である常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の経営経験が求められます。

このため、後継者への事業の承継を検討されている場合は、後継者を支配人登記するなど、早めに対応されることをお勧めします。

2 許可の手續

1 申請の区分

申請区分		手数料
1 新規	現在有効な許可を受けていない者が、新たに許可申請をする場合（法人成り、個人成り、許可切れを含む）	9万円
2 許可換え新規	大臣又は他都道府県知事の許可から宮崎県知事の許可に切り替え申請する場合	9万円
3 般・特新規	一般〔特定〕建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定〔一般〕建設業の許可を申請する場合	9万円
4 業種追加	一般〔特定〕建設業の許可を受けている者が、他の業種について一般〔特定〕建設業の許可を申請する場合	5万円
5 更新	有効期間満了前に更新する場合	5万円
6 般・特新規 +業種追加	3と4を同時に申請する場合	14万円
7 般・特新規 +更新	3と5を同時に申請する場合	14万円
8 業種追加 +更新	4と5を同時に申請する場合	10万円
9 般・特新規 +業種追加 +更新	3と4と5を同時に申請する場合	19万円

(注) 申請手数料は、一般又は特定建設業の一方のみを申請する場合の金額です。
両方申請する場合はもう一方の手数料分が加算されます。

- (例) ・一般と特定の両方を更新 10万円
 ・一般の更新+特定の追加 10万円
 ・一般と特定の両方を更新+一般の追加 15万円
 ・一般と特定の両方の新規 18万円

なお、上記手数料は手續1回当たりの金額であり、申請業種がいくつであっても変わりません。

上記の許可申請ではなく、許可を受けた地位の承継（①事業承継〔譲渡・譲受け、会社の合併、分割〕または②相続の認可）の場合は申請手数料は必要ありません。

2 申請の手順

(1) 申請書類の入手方法

許可申請書類は、宮崎県庁のホームページからダウンロードしてください。(P 1、2 参照)。申請書類の配布は行っておりません。

(2) 申請書の提出 **(最新の申請様式以外は受け付けません)**

① 提出先

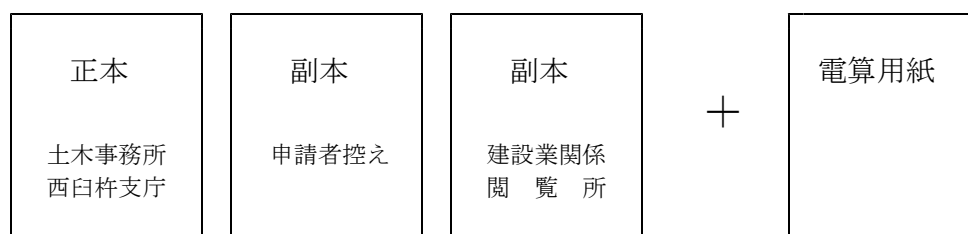
申請者は、**管轄の土木事務所又は西臼杵支庁に申請書類を提出してください。(郵送での受付はしていません。)** (各事務所の連絡先は、テキスト裏表紙を参照)

② 提出部数

正本 1 部、副本 2 部、電算用紙 1 部です **(部数不足は受け付けません)**。

※ 正本は添付書類含めて全て原本。副本と電算用紙は正本のコピーで可。

ただし、様式第 1 号別紙三の証紙添付欄については、副本の添付は不要です。



※ 電算用紙が必要な様式は次のとおりです。なお、更新の場合は、様式第 1 号のみ提出が必要で、それ以外の電算用紙は省略可能です。

- ・ 様式第 1 号 建設業許可申請書
- ・ 別紙二(1) 営業所一覧表 (新規許可等)
- ・ 様式第 7 号 常勤役員等 (経營業務の管理責任者等) 証明書
- ・ 様式第 8 号 専任技術者証明書 (新規・変更)

③ 申請書のとじ方

ア 申請書類は**左側 2 穴の紐とじ**で提出してください。紙ファイルにとじて提出する必要はありません。

イ 建設業許可申請受付票を作成の上、申請書の 1 枚目に添付してください。

④ 申請手数料の納入方法

手数料は、**宮崎県の収入証紙**を別紙三 (収入証紙貼付書) にあらかじめ貼付してください。(収入印紙ではありません。)

なお、新規 (許可換え新規、般特新規を除く) の場合は、全ての審査が終了した後に貼付してください。

⑤ 書面審査及び営業所の実態調査

申請内容の審査に当たり、必要に応じて申請書類以外の資料の提出を求めたり、営業所の実態等について調査 (面接) を行うことがあります。

◎ 新規許可申請時における面接の実施について

新規許可申請においては、申請書類の内容確認及び許可取得後の手続きや建設業法上の注意事項等の説明のために、面接を実施します。

<面接時に持参いただくもの>

- ① **経營業務の管理責任者や専任技術者の経験確認のために必要な、過去の工事契約書等**
- ② **常勤性を確認するための確認資料**
- ③ **財産的基礎を確認するための、500万円以上の残高証明書（金融機関発行）**
※ 申請日から3か月以内に発行されたもの（一般建設業のみ）
- ④ **営業所の写真（外観全景、事務所入り口、事務所内部全景）**
※ デジタルカメラの画像を普通紙にカラー印刷したもので可

申請内容によって確認資料は異なりますので、必要に応じて上記以外の資料を求めることがあります。

◎ 許可申請時の確認資料について

許可申請（新規、業種追加、更新）の際は、P12の申請書類のほか、以下の確認資料を提出してください。

ただし、初めて許可を申請する場合（新規申請）は面接時に確認するので、申請時の提出は不要です。

<常勤性の確認資料（「経營業務の管理責任者」「営業所の専任技術者」>

健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し（直近のもの）

- ※ 業種追加申請は追加する業種の営業所の専任技術者のみ。
- ※ 個人事業主の代表者が兼ねている場合は確認資料は不要です。
- ※ 75歳以上の方や保険適用除外の場合は、下記のいずれかを提出してください。

- ① **住民税特別徴収税額通知書の写し**
- ② **出勤簿・賃金台帳の写し及び誓約書（様式は任意のもので構わない）**

<営業所の確認資料>

営業所（本店及び支店等）の写真（3か月以内に撮影したもの）

- ※ 業種追加申請は不要です。
- ※ デジタルカメラの画像を普通紙にカラー印刷したもので可

- ① **外観全景（看板等を確認できるもの）**
- ② **入口付近（表札等を確認できるもの）**
- ③ **内部全景（電話、机、什器備品等を確認できるもの）**
- ④ **建設業の許可票（P108参照。標識の記載内容が判読可能なもの）**

3 建設業許可・経営事項審査の電子申請

令和5年1月から建設業許可や経営事項審査の電子申請が可能となりました。

(1) 電子申請ができる手続

- ・ **建設業許可申請（新規、許可換え新規、般・特新規、業種追加、更新）**

※ 認可申請（譲渡及び譲受け・合併・分割、相続）は、電子申請の対象外です。
従来どおり紙による申請をお願いします。

- ・ **変更届（決算変更届含む）**

- ・ **廃業届**

- ・ **経営事項審査申請**

(2) 電子申請システム関連サイト

- ・ **建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）**

<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

電子申請はこちらのサイトにログインし申請してください。

- ・ **電子申請システム操作マニュアル**

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_00001_00019.html

システム操作マニュアルや動画説明は、こちらの国土交通省HPでご確認ください。

- ・ **GビズID**

電子申請システムの利用には、デジタル庁が発行するGビズIDの取得が必要です。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

- ・ **建設業許可電子閲覧システム**

電子申請された許可申請や届出は、建設業許可電子閲覧システムで閲覧できます。
ただし、閲覧対象は電子申請されたものに限りです。

<https://prod-internet.jcip.mlit.go.jp/Client/>

(3) システムに関するお問合せ

システムに関するお問合せは、下記により電話又はメールにてお願いします。

- ヘルプデスク（受付時間：平日9時～17時）

電話番号：0570-033-730

- メールによるご照会

電子申請システム内の「お問い合わせ画面」によりお願いします。

(4) 本県における取扱い

申請手数料は、従来どおり収納証紙を取扱店により購入し、所定の様式に添付して、管理課への持参・郵送（書留に限る）、または管轄の土木事務所等への持参により提出してください。

なお、手数料はシステムで手数料納付の指示を受けた後に提出してください。

建設業許可及び経営事項審査の通知書は、従来どおり紙により郵送します。

4 建設業許可申請書及び添付書類一覧

様式番号	書類の名称	① 新規	② 許可 可換え 新規	③ 般特 新規	④ 業種 追加	⑤ 更新	⑥ 般特 新規 +業種 追加	⑦ 般特 新規 +更新	⑧ 業種 追加 +更新	⑨ 般特 新規 +業種 追加 +更新	備考
○・・・必須提出書類 △・・・提出済みの書類から変更がなければ省略可能 ●・・・更新をする建設業種に関しては省略可能 □・・・該当する書類を提出(以下の①、②の区分に応じて必要書類の提出が必要) ①規則第7条第1号イに該当 → 第7号、第7号別紙 ②規則第7条第2号ロに該当 → 第7号の2、第7号の2別紙一・二											
	建設業許可申請受付票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
別紙一	役員等の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注1>
別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
別紙三	収入証紙貼付書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
別紙四	専任技術者一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第2号	工事経歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第4号	使用人数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注2>
	身分証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注2>
第7号	常勤役員等(経管等)証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注3>
別紙	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注3>
第7号の2	常勤役員等及び常勤役員等を直接補佐する者の証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注3>
別紙一	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注3>
別紙二	常勤役員を直接に補佐する者の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注3>
	組織図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注3>
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の領収書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	技術検定合格証明書等の資格証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第9号	実務経歴証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	卒業証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第10号	指導監督の実務経歴証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注4>
	監理技術者資格者証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注5>
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注6>
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注7>
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注8>
	定款	○	○	○	○	△	○	○	○	○	<注9>
第14号	株主(出資者)調書	○	○	○	○	△	○	△	△	△	
第15号	貸借対照表	○	○	△	○	○	△	△	○	△	<注10>
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第17号	株主資本等変動計算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第17号の2	注記表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第17号の3	附属明細書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<注11>
第18号	貸借対照表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第19号	損益計算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○	○	○	△	○	○	○	○	<注12>
第20号	営業の沿革	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第20号の2	所属建設業者団体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	納税証明書(県税の納付すべき税額、納付した税額、未納額がわかるもの)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

・「第7号と別紙」
もしくは
・「第7号の2と別紙一、
別紙二、組織図」
のいずれかの
提出で可

※技術関係職員名簿の様式は提出不要となりました。

- 注1 個人事業者であっても、常勤役員等(経管等)については記載が必要です。「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役及び顧問(非常勤を含む)、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等を含みます。
- 注2 個人の場合は事業主及び支配人、法人の場合は役員及び令3条使用人全員のものがが必要です。(申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限る)
- 注3 「第7号及び別紙」もしくは「第7号の2及び別紙一・二、組織図」のいずれかが必要です。
- 注4 特定建設業で2級相当の資格者を監理技術者等として認定する際に必要です。
- 注5 監理技術者資格者証の写しにより、専任技術者証明が可能です。
- 注6 法人で主たる営業所のみの場合(支店その他の営業所がない場合)、個人で支配人がいない場合は、省略可能です。
- 注7 経営業務の管理責任者である常勤役員等は、作成不要です。
- 注8 役員等が令3条使用人を兼ねている場合は、省略できます。
- 注9 新規、業種追加については、定款及び登記の「目的」欄に当該工事に関する記述が必要です。
- 注10 新たに特定建設業の許可を受ける場合は、貸借対照表の添付が必要です。
- 注11 資本金の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債額が200億円以上の株式会社(特例有限会社を除く)は必要です。
- 注12 登記事項証明書は申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。なお、個人事業者の場合は支配人の設置がある場合のみ必要になります。

5 認可申請書(事業承継(譲渡、合併、分割)または相続)及び添付書類一覧

様式番号	書類の名称	譲渡	合併	分割	相続	備考
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	○	—	—	—	
第22号の6	誓約書(健康保険等に関する届出について)	○	○	○	—	
第22号の7	合併認可申請書	—	○	—	—	
第22号の8	分割認可申請書	—	—	○	—	
第22号の10	相続認可申請書	—	—	—	○	
第22号の11	誓約書(健康保険等に関する届出について)	—	—	—	○	
別紙一	役員等の一覧表	○	○	○	—	<注1>
別紙二	営業所一覧表	○	○	○	○	<注2>
別紙三	専任技術者一覧表	○	○	○	○	<注3>
第2号	工事経歴書	○	○	○	○	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	
第4号	使用人数	○	○	○	○	
第6号	誓約書	○	○	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	○	○	<注4>
	身分証明書	○	○	○	○	<注4>
第7号	常勤役員等(経管等)証明書	□	□	□	□	<注5>
別紙	常勤役員等の略歴書	□	□	□	□	
第7号の2	常勤役員等及び常勤役員等を直接補佐する者の証明書	□	□	□	□	<注5>
別紙一	常勤役員等の略歴書	□	□	□	□	
別紙二	常勤役員を直接に補佐する者の略歴書	□	□	□	□	
	組織図	□	□	□	□	
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	<注6>
	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の領収書等	○	○	○	○	
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	○	○	
	技術検定合格証明書等の資格証明書	○	○	○	○	
第9号	実務経験証明書	○	○	○	○	
	卒業証明書	○	○	○	○	
第10号	指導監督的実務経験証明書	○	○	○	○	
	監理技術者資格者証の写し	○	○	○	○	
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	<注7>
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	<注8>
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	<注9>
	定款	【法人】	○	○	○	—
第14号	株主(出資者)調書	【法人】	○	○	○	—
第15号	貸借対照表	【法人】	○	○	○	○
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	【法人】	○	○	○	○
第17号	株主資本等変動計算書	【法人】	○	○	○	○
第17号の2	注記表	【法人】	○	○	○	○
第17号の3	附属明細書	【法人】	○	○	○	○
第18号	貸借対照表	【個人】	○	○	○	○
第19号	損益計算書	【個人】	○	○	○	○
	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	○	○	○	○	<注10>
第20号	営業の沿革	○	○	○	○	
第20号の2	所属建設業者団体	○	○	○	○	
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	○	○	
	納税証明書(県税の納付すべき税額、納付した税額、未納額がわかるもの)	○	○	○	○	
	譲渡・合併・分割契約書	○	○	○	○	<注11>
	株主総会若しくは社員総会の議事録等	【法人】	○	○	○	<注12>
	戸籍謄本若しくは除籍謄本	【個人】	—	—	—	○
	相続人同意書	【個人】	—	—	—	○

・「第7号と別紙」もしくは
 ・「第7号の2と別紙一、別紙二、組織図」のいずれかの提出で可

- 注1 個人事業者であっても、常勤役員等(経管等)については記載が必要です。「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役及び顧問(非常勤を含む)、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等を含みます。
- 注2 相続の場合はこの様式が別紙一となります。
- 注3 相続の場合はこの様式が別紙二となります。
- 注4 個人の場合は事業主及び支配人、法人の場合は役員及び令3条使用人全員のものがが必要です。(申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限る)
- 注5 「第7号及び別紙」もしくは「第7号の2及び別紙一・二、組織図」のいずれかが必要です。
- 注6 認可日から2週間以内に提出
- 注7 法人で主たる営業所のみの場合(支店その他の営業所がない場合)、個人で支配人がいない場合は、省略可能です。
- 注8 経営業務の管理責任者である常勤役員等は、作成不要です。
- 注9 役員等が令3条使用人を兼ねている場合は、省略できます。
- 注10 登記事項証明書は申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限ります。なお、個人事業者の場合は支配人の設置がある場合のみ必要になります。
- 注11 新設分割の場合は、分割計画書
- 注12 譲渡、合併、分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類

3 許可を受けた後の届出等

1 変更等の届出

許可を受けた後、許可の内容に変更が生じた場合には、下表に掲げる区分に従って変更等の書類を**法定提出期限内に管轄の各土木事務所又は西臼杵支庁に提出しなければなりません（郵送での受付はしていません）。**

書類の提出部数は、許可申請書と同じく正本1部、副本2部、電算用紙1部です。

(部数不足は受け付けません)

変更等の届出事項と提出書類

※~~~~は電算用紙が必要な様式

No.	変更事項	届出書様式及び添付書類	法定期限
1	商号・名称	①変更届出書第一面(様式第22号の2) ②履歴事項全部証明書(商業登記簿)(法人の場合) ※有限会社等から株式会社等への組織変更は、名称変更で可能(個人成り、法人成りは変更届ではなく、許可の再申請又は認可申請が必要)	事実の発生から30日以内
2	営業所(本社・支店の住所)の変更・従たる営業所の追加	①変更届出書(様式第22号の2) ※従たる営業所の変更・追加の場合は第二面も必要 ②許可申請書別紙二(2) ③履歴事項全部証明書(商業登記簿)(法人の場合) ④県又は市町村に提出した法人(営業所)設置届の写し ※ただし登記で確認できる営業所の変更・追加の場合は添付不要 ⑤営業所の写真(外観、内部) ※従たる営業所の追加の場合はNo.7、9の届出も必要	
	従たる営業所の削除	①変更届出書(様式第22号の2)(第二面も) ②許可申請書別紙二(2) ※No.7、9の届出(削除)も必要	
3	資本金額	①変更届出書第一面(様式第22号の2) ②株主(出資者)調書(様式第14号) ③履歴事項全部証明書(商業登記簿)	
4	役員等 就任	①変更届出書第一面(様式第22号の2) ※代表者の変更の場合は①の電算用紙も必要 ②許可申請書別紙一<役員等の一覧表> ③誓約書(様式第6号) ④登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明)(注) ⑤身分証明書(注) ⑥許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第12号) ⑦履歴事項全部証明書(商業登記簿) ※既に役員である者が代表取締役となる場合は③~⑤は不要 ※個人事業主の変更は、変更届ではなく、許可の再申請が必要	
	退任	①変更届出書第一面(様式第22号の2) ②許可申請書別紙一<役員等の一覧表> ③履歴事項全部証明書(商業登記簿)	
5	支配人	①変更届出書第一面(様式第22号の2) ②誓約書(様式第6号) ③登記されていないことの証明書(成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明)(注) ④身分証明書(注) ⑤令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号) ⑥令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号) ⑦履歴事項全部証明書(支配人の登記) ※退任の場合は②~⑦は不要	

2 決算変更届

毎事業年度終了後4か月以内に、決算等の届出をする必要があります。

ただし、経営事項審査を受審される場合は、審査期間との関係がありますので、なるべく事業年度終了後3か月以内に、経営事項審査申請書と併せて提出してください。

なお、**決算変更届が未提出の場合は、許可の更新申請を受け付けません。**

提出部数は正本1部、副本2部です **(部数不足は受け付けません)**。

提出書類

- ①変更届出書（事業年度終了用のもの）
- ②工事経歴書（様式第2号）
- ③直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）
- ④財務諸表等
 - 《法人》貸借対照表（様式第15号）
 - 損益計算書（様式第16号）
 - 完成工事原価報告書
 - 株主資本等変動計算書（様式第17号）
 - 注記表（様式第17号の2）
 - 事業報告書（様式は任意）※特例有限会社を除く株式会社のみ提出。
 - 附属明細表（様式第17号の3）
 - 法人事業税の納税証明書（納付すべき税額・納付した税額・未納額がわかるもの）
 - 《個人》貸借対照表（様式第18号）
 - 損益計算書（様式第19号）
 - 個人事業税の納税証明書（納付すべき税額・納付した税額・未納額がわかるもの）
- ⑤使用人数（様式第4号）
- ⑥建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）
- ⑦定款
- ⑧健康保険等の加入状況 ※令和2年10月から様式変更あり（様式第7号の3）。
- ※⑤～⑧は変更があった場合のみ添付（⑧は従業員数の変更があった場合のみ）。

3 廃業届

次の場合には、廃業届の提出が必要です。（承継や相続の認可を受けた場合を除く。）

① 建設業をやめる場合

廃業の事由	届出をすべき者
個人事業主の死亡	相続人
法人が合併により消滅	役員であった者
法人が合併又は破産以外の事由により解散	清算人
許可を受けた建設業を廃止（軽微な工事は可能）	法人役員又は個人事業主本人
法人が破産を原因として解散	破産管財人

② 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）や専任技術者が不在となり、許可の要件を満たさなくなった場合

③ 法人が個人成り、又は、個人が法人成りする場合

4 許可証明

許可通知書は再発行しません。また、商号や住所、代表者が変更になっても、新たな通知書は発行しません。

許可通知書を紛失した場合や、新しい商号、代表者名による許可の証明が必要な場合は、本店所在地の土木事務所又は西臼杵支庁で建設業許可証明書を発行しています。

なお、証明書の発行には手数料（収入証紙400円）が必要です。

5 その他

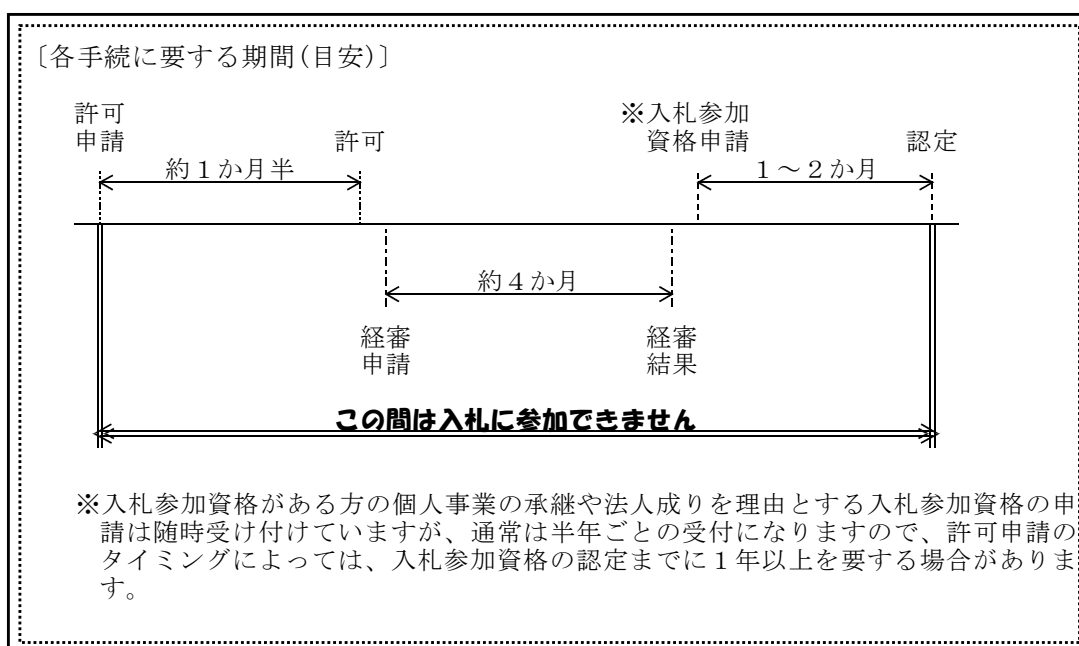
◎ 「許可」・「経営事項審査」・「入札参加資格」の関係

何らかの理由で「建設業許可」を失った場合、この許可を前提とする県の「入札参加資格」の効力も失われます。

許可を失う主な理由としては、更新を失念したことによる許可切れや、事業休止に伴う廃業届の提出等がありますが、**個人事業の代替わりや法人成りによっても同様に従前の許可を失う（※）こととなりますので、注意が必要です。**

特に、許可を失ってから、新たな経営事項審査結果や入札参加資格を得るまでに、相当程度の期間が必要となることにご注意ください。（この間は公共工事の入札に参加することはできません。）

（※）譲渡及び譲受けの認可を受けた場合を除く。



業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別業種 昭和46年制定)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体を含む。以下同じ。) ※ P22の「土木一式工事及び建築一式工事について」をご参照ください。		● プレストレストコンクリート工事のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。 ● 上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の設置工事を「管工事」であり、上下水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事 ※ P22の「土木一式工事及び建築一式工事について」をご参照ください。		● ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	-
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆、くい、プラスチック、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付けする工事	左官工事、モルタル防水工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	● 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ● ガラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ● 「左官工事」における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、「とび・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	● 「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんがブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として搬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付けする工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ● 「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てるのみの請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。
ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	-
ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	● 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。
ニ コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	● 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ● 「とび・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは「左官工事」における「吹付け工事」に該当する。 ● 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ● 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ● 「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。 ● トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「防水工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当し、いわゆる建築系の防水工事は「防水工事」に該当する。
ホ その他基礎的ないしは準備的工事	ホ その他基礎的ないしは準備的工事	ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アール工事、潜水工事	-
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及びび搬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	● 「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として搬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付けする工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。 ●「板金屋根工事」も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。 ●「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ●「屋根一体型の太陽光パネル設置工事」は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「屋根一体型の太陽光パネル設置工事」は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロンの漏洩を防止する工事が含まれる。 ●「給排水設備工事」は「管工事」に該当し、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事の「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道に排出された汚水を処理する施設の建設工事の「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので採取方式により収集された尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。 ●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ●建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は「機械器具設置工事」に該当する。 ●上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家庭その他の施設の敷地内の配管工事及び上下水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上下水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ●公害防止施設を設置する工事については、「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、薬炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として「屋根工事」に該当する。 ●「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気泡コンクリートパネルも含まれる。 ●「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『とび・土工・コンクリート工事』における『鉄骨組立工事』と『鋼構造物工事』における『鉄骨工事』との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における『鉄骨工事』であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における『鉄骨組立工事』である。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における『鋼構造物工事』に該当する一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における『屋外広告物設置工事』における『屋外広告工事』との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における『屋外広告工事』であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における『屋外広告物設置工事』である。
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『鉄筋工事』は『鉄筋加工組立て工事』と『鉄筋継手工事』からなっており、『鉄筋加工組立て工事』は鉄筋の配筋と組立て、『鉄筋継手工事』は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	<ul style="list-style-type: none"> ●舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』に該当する。 ●人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けられるものは『舗装工事』に該当する。
しゅんせつ工事 板金工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	しゅんせつ工事 板金加工取付け工事、建築板金工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『建築板金工事』とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ●『瓦』、『スレ』及び『金属薄板』については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して『屋根ふき工事』とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	<ul style="list-style-type: none"> ●下地調整工事及びフラスコ工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ●『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業者どちらの業種の許可でも施工可能である。
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付けする工事	ガラス加工取付け工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『家具工事』とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ●『防音工事』とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果をもたすような工事は含まれない。 ●『たたみ工事』とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によつて防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『家具工事』とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ●『防音工事』とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果をもたすような工事は含まれない。 ●『たたみ工事』とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーベット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『家具工事』とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ●『防音工事』とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果をもたすような工事は含まれない。 ●『たたみ工事』とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『運搬機器設置工事』には『昇降機設置工事』も含まれる。 ●『給排気機器設置工事』とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ●『清掃施設設置工事』については、『清掃施設設置工事』ではなく、『機械器具設置工事』に該当する。 ●『集塵設備』であれば、『機械器具設置工事』に該当する。
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	<ul style="list-style-type: none"> ●既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役割等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類のによっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設設置工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方向に区分するものとし、これらについても該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーキング設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類のによっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設設置工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方向に区分するものとし、これらについても該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
造園工事	整地、樹木の補栽、畧石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、畧石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	●「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ●「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ●「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ●「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ●「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	—
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サツ管取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	—
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	●上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「下水道施設工事」の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 し尿処理に関する施設建設工事における「管工事」「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設置工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	●「金属製避難はしご」とは、火災時等のみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。 ●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	●「公害防止施設」を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの「公害防止施設」ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。 ●し尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	●それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。

◎建設工事に該当しない業務の例

- ・樹木の剪定、街路樹の枝払い
- ・道路(河川)維持業務における草刈り、路面清掃、側溝清掃、降灰除去作業
- ・地質関係の保守・点検を主体とする業務
- ・地質調査(ボーリング調査を含む)、測量調査
- ・建売分譲住宅の販売
- ・自動車、船舶への機械取付
- ・自社社屋等を自ら施工した工事

◎「解体工事業」の追加

建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)により、「解体工事業」が新たな業種として追加され、平成28年6月1日に施行された。

土木一式工事及び建築一式工事について

◎ 一式工事とは、原則として、以下の工事をいいます。

- | |
|--|
| ① <u>総合的な企画、指導、調整</u> の下に土木工作物又は建築物を建設する工事
→ 元請業者に求められる役割であり、基本的に、下請工事は該当しない |
| ② <u>大規模かつ複雑</u> で、 <u>専門工事</u> では施工困難な建設工事
→ 小規模な建設工事は含まない |
| ③ <u>複数の専門工事</u> を組み合わせて施工する建設工事
→ 附帯工事は含まない
また、個別無関係の工事の組み合わせは含まない（屋根と内装など） |

◇ 一式工事に該当する工事の例

- | |
|---|
| 土木一式工事
○ 道路工事、護岸工事、橋梁工事、下水道本管敷設工事
○ 住宅団地、工場敷地等の大規模な造成工事（土工、敷地内道路、舗装、上下水道などを一体で請け負うもの） |
|---|

- | |
|--|
| 建築一式工事
○ 建築物の新築、増築、改築工事
○ 既存建築物の内部を全面的に改造、改修する工事 |
|--|

◆ 一式工事に該当しない工事の例（※複数の業種を含む場合は、金額の大きいものに分類）

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ▽ 個人住宅の造成、基礎、擁壁、外構工事 | → とび・土工・コンクリート工事 |
| ▽ 駐車場造成工事 | → とび 又は 舗装工事 |
| ▽ 小規模リフォーム工事 | → 大工 又は 内装仕上工事 等 |
| ▽ 外壁工事（スレート、サイディング工事） | → タイル・れんが・ブロック工事 |
| ▽ 小規模な車庫、倉庫等の建築工事 | → とび 又は 大工工事 等 |

※ 土木一式工事であれば土木系、建築一式工事であれば建築系の全ての業種を請け負える訳ではなく、それぞれ専門業種ごとに許可が必要です。

例) 土木一式工事の許可を有しており、とび・土工の許可を有していない場合は、とび・土工の工事は請け負うことができません。

注意！

- | |
|---|
| ○ 下請工事が一式工事と認められるためには、その工事について下請業者が総合的な企画、指導、調整を行っていることが必要ですが、この場合、元請業者が一括下請違反と見なされることがあります。 |
| ○ 一式工事の許可のみを有している建設業者が、500万円以上の専門工事を下請けとして請け負った場合は、無許可営業になります。 |

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業） 1 / 3

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等） 「7#」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験3年）

「7o」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験5年）

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	之	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	シ	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
01	法第7条第2号イ 該当（指定学科卒業+実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
02	法第7条第2号ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士	7			7							7																		
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	7			7							7																		
	13	1級土木施工管理技士（注1）	7		7#	7	7	7#		7#	7	7#	7	7		7	7#		7#		7#		7#		7	7#	7		7#	7	
	1H	1級土木施工管理技士補			7#	7#	7#	7#		7#	7#	7#	7#		7#	7#		7#		7#		7#		7#		7#	7#		7#	7#	
	14	2級土木施工管理技士（注1）	種別	土	木	7		7o	7	7	7o		7o	7	7	7	7		7o	7o		7o		7o		7o	7	7	7o	7	
	1J	2級土木施工管理技士補		土	木			7o	7o	7o	7o		7o	7o	7o	7o		7o	7o		7o	7o		7o		7o	7o	7o	7o	7o	7o
	15	2級土木施工管理技士		鋼構造物塗装			7o	7o	7o	7o		7o	7o	7o	7o		7o	7o		7o	7o		7o		7o		7o	7o	7o	7o	7o
	1K	2級土木施工管理技士補		鋼構造物塗装			7o	7o	7o	7o		7o	7o	7o	7o		7o	7o		7o	7o		7o		7o		7o	7o	7o	7o	7o
	16	2級土木施工管理技士		薬液注入			7o	7	7o	7o		7o	7o	7o	7o		7o	7o		7o	7o		7o		7o		7o	7o	7o	7o	7o
	1L	2級土木施工管理技士補		薬液注入			7o	7o	7o	7o		7o	7o	7o	7o		7o	7o		7o	7o		7o		7o		7o	7o	7o	7o	7o
	20	1級建築施工管理技士			7	7	7	7	7		7	7	7		7	7	7	7	7#	7		7	7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	
	2C	1級建築施工管理技士補			7#	7#	7#	7#	7#		7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#		7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	
	21	2級建築施工管理技士（注1）	種別	建	築	7	7o	7o	7o	7o		7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o		7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o	
	22			躯体			7	7o	7	7o	7o		7	7	7		7o	7o	7o	7o	7o	7o		7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o
	23			仕上げ			7	7	7o	7	7		7	7o		7	7	7	7	7	7o	7		7	7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o
	2D	2級建築施工管理技士補			7o	7o	7o	7o	7o		7o	7o		7o	7o	7o	7o	7o	7o		7o	7o		7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o	
	27	1級電気工事施工管理技士						7													7#								7#		
	2E	1級電気工事施工管理技士補																			7#								7#		
	28	2級電気工事施工管理技士						7													7o								7o		
	2F	2級電気工事施工管理技士補																			7o								7o		
	29	1級管工事施工管理技士								7		7#	7#	7#		7#	7#		7#	7#		7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	
	2G	1級管工事施工管理技士補										7#	7#	7#		7#	7#		7#	7#		7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	
	30	2級管工事施工管理技士								7		7o	7o	7o		7o	7o		7o	7o		7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o	
	3A	2級管工事施工管理技士補										7o	7o	7o		7o	7o		7o	7o		7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o	
	31	1級電気通信工事施工管理技士																				7								7	
	32	2級電気通信工事施工管理技士																				7								7	
	33	1級造園施工管理技士				7#	7#	7#	7#		7#	7#	7#	7#		7#	7#		7#	7#		7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	
	3D	1級造園施工管理技士補				7#	7#	7#	7#		7#	7#	7#	7#		7#	7#		7#	7#		7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	7#	
	34	2級造園施工管理技士				7o	7o	7o	7o		7o	7o	7o	7o		7o	7o		7o	7o		7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o	
	3E	2級造園施工管理技士補				7o	7o	7o	7o		7o	7o	7o	7o		7o	7o		7o	7o		7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o	7o	
建築士法	37	1級建築士		7	7			7		7	7									7											
	38	2級建築士		7	7			7		7										7											
	39	木造建築士			7																										
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）（注1）	7			7							7	7									7						7		
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（注1）	7			7							7	7	7								7						7		
	43	農業「農機土木」・総合技術監理（農業「農機土木」）	7			7																									
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）							7													7									
	45	機械・総合技術監理（機械）																				7									
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）									7											7									
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）									7																	7			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									7																	7			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7			7									7																
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																									7				
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7			7																					7				
52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									7																					
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									7																	7				
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									7																	7	7			
電気工事士法	55	第1種電気工事士								7																					
	56	第2種電気工事士								7																					
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）								7																					
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者																										7			
	35	工事担任者																										7			
水道法	65	給水装置工事主任技術者								7																					
消防法	68	甲種消防設備士																										7			
	69	乙種消防設備士																										7			

別表（二） 有資格コード一覧（一般建設業） 3 / 3

コード	資格区分	建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
36	基幹技能者 種目	登録タイル張り基幹技能者									7																					
		登録標識・路面標示基幹技能者				7											7															
		登録消火設備基幹技能者																										7				
		登録建築大工基幹技能者			7																											
		登録硝子工事基幹技能者																7														
		登録建築測量基幹技能者			7																											
		登録発破・破砕基幹技能者					7																									
		登録ウレタン断熱基幹技能者																					7									
		登録解体基幹技能者																													7	
		登録土工基幹技能者					7																									
		登録ALC基幹技能者											7																			
		登録圧入土工基幹技能者					7																									
		登録送電線工事基幹技能者					7			7																						
登録さく井基幹技能者																									7							
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- (注1) 解体工事業で、以下の資格に該当する方は、①解体工事に関する1年以上の実務経験、もしくは、②登録解体工事講習（平成28年8月以降の講習のいずれかが必要です。）
- (イ) 平成27年度までに以下の資格に合格した者（平成28年以降の合格者は該当しません。）
- ・1級土木施工管理技士（コード：13）
 - ・1級建築施工管理技士（コード：20）
 - ・2級土木施工管理技士（コード：14）
 - ・2級建築施工管理技士（建築）（コード：21）
 - ・2級建築施工管理技士（躯体）（コード：22）
- (ロ) 技術士法による以下の部門に合格した者
- ・建設・総合技術監理（コード：41）
 - ・建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（コード：42）
- (注2) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注4) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注5) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注6) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業） 1 / 3

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8_≒」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8_○」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験5年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定了業種

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	舗	シ	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
03	2級土木施工管理技士	3	3						3	3		3												3						
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
建設業法（技術検定）	11 1級建設機械施工管理技士	9										9																		
	12 2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）					8																								
	13 1級土木施工管理技士（注1）	9		8 _≒	9	9	8 _≒		8 _≒	9	8 _≒	9	9			9	8 _≒		8 _≒		8 _≒		8 _≒		8 _≒	9	8 _≒	9		
	1H 1級土木施工管理技士補			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○		8 _○		8 _○		8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		
	14 2級土木施工管理技士（注1）			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○		8 _○		8 _○		8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		
	1J 2級土木施工管理技士補			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○		8 _○		8 _○		8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		
	15 2級土木施工管理技士			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○		8 _○		8 _○		8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		
	1K 2級土木施工管理技士補			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○		8 _○		8 _○		8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		
	16 2級土木施工管理技士			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○		8 _○		8 _○		8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		
	1L 2級土木施工管理技士補			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○		8 _○		8 _○		8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		
	20 1級建築施工管理技士（注1）	9	9	9	9	9	9		9	9	9				9	9	9	9	9	9	8 _○	9				9	8 _○	8 _○	8 _○	9
	2C 1級建築施工管理技士補			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○				8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○
	21 2級建築施工管理技士（注1）			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○				8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○
	22 2級建築施工管理技士補			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○				8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○
	23 2級建築施工管理技士			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○				8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○
	2D 2級建築施工管理技士補			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○				8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○
	27 1級電気工事施工管理技士								9													8 _○								8 _○
	2E 1級電気工事施工管理技士補																					8 _○								8 _○
	28 2級電気工事施工管理技士																					8 _○								8 _○
	2F 2級電気工事施工管理技士補																					8 _○								8 _○
	29 1級管工事施工管理技士									9		8 _≒	8 _≒	8 _≒			8 _≒	8 _≒		8 _≒	8 _≒		8 _≒	8 _≒	8 _≒	8 _≒	8 _≒	8 _≒	8 _≒	
	2G 1級管工事施工管理技士補											8 _≒	8 _≒	8 _≒			8 _≒	8 _≒		8 _≒	8 _≒		8 _≒	8 _≒	8 _≒	8 _≒	8 _≒	8 _≒	8 _≒	
	30 2級管工事施工管理技士											8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○		8 _○	8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	
3A 2級管工事施工管理技士補											8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○		8 _○	8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		
31 1級電気通信工事施工管理技士																							9							
32 2級電気通信工事施工管理技士																							8							
33 1級造園施工管理技士			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○		8 _○		8 _○		8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		
3D 1級造園施工管理技士補			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○		8 _○		8 _○		8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		
34 2級造園施工管理技士			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○		8 _○		8 _○		8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		
3E 2級造園施工管理技士補			8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○		8 _○		8 _○		8 _○		8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○	8 _○		
建築士法	37 1級建築士	9	9			9		9	9												9									
	38 2級建築士			8		8		8													8									
	39 木造建築士			8																										
技術士法	41 建設・総合技術監理（建設）（注1）	9				9		9				9	9										9						9	
	42 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（注1）	9				9		9				9	9										9						9	
	43 農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9				9																								
	44 電気電子・総合技術監理（電気電子）							9															9							
	45 機械・総合技術監理（機械）																						9							
	46 機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）								9														9							
	47 上下水道・総合技術監理（上下水道）								9																		9			
	48 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）								9																	9		9		
	49 水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9				9										9														
	50 森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								9					
	51 森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9				9																		9						
	52 衛生工学・総合技術監理（衛生工学）											9																		
	53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）											9																9		
	54 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）											9																9	9	
電気工事士法	55 第1種電気工事士																													
	56 第2種電気工事士																													
電気事業法	58 電気主任技術者（第1種～第3種）																													
	59 電気通信主任技術者																								8					
電気通信事業法	35 工事担任者																							8						

技術検定合格者の実務経験の要件緩和（令和5年7月1日施行）

技術検定合格者を指定学科卒業者と同等と見なし、技術検定合格後に一定期間の実務経験があれば、営業所の専任技術者として認められることとなりました。

1級の第一次検定又は第二次検定合格者は合格後3年（下記の表に掲げる種目に対応する大学指定学科卒業者と同等）、2級の第一次検定又は第二次検定合格者は合格後5年（下記の表に掲げる種目に対応する高校指定学科卒業者と同等）の実務経験があれば営業所の専任技術者になることができます。ただし、指定建設業及び電気通信工事業には適用されませんのでご注意ください。

特定建設業許可の営業所専任技術者及び建設工事に配置する主任技術者・監理技術者についても同様の取扱いとなります。

なお、技術検定合格後の実務経験には、新たな有資格コードが設定されていますので、有資格コード一覧をご確認ください。

※ 指定建設業には、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造工事業、舗装工事業、造園工事業の7業種が該当します。

（改正前）

学 歴	実務経験
大学、短大等（指定学科）	卒業後3年
高等学校（指定学科）	卒業後5年
上記以外	10年



（改正後）

学 歴 等		実務経験	技術検定種目と対応する指定学科	
学 歴	大学、短大等（指定学科）	卒業後3年	技術検定種目	同等とみなす指定学科
	高等学校（指定学科）	卒業後5年		
技士補 ・技士	1級1次・2次検定 合格（対応種目）	合格後3年	土木施工管理	土木工学
	2級1次・2次検定 合格（対応種目）	合格後5年	建築施工管理	
上記以外		10年	電気工事施工管理	電気工学
			管工事施工管理	機械工学

【機械器具設置工事業における例（改正前後の比較）】 ※一般建設業許可の営業所専任技術者の場合
 <改正前> 建築学・機械工学・電気工学に関する学科（指定学科）の卒業生以外には10年の実務経験が必要
 <改正後> 指定学科の卒業生以外でも、建築・電気工事・管工事施工管理技術検定の合格により、1級の場合は合格後3年、2級の場合は5年の実務経験に短縮できる

表 建設業の種類別指定学科

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

2_2 建設業許可申請書等記入例

土木事務所等受付欄

--

申請書類は最新の様式を使用してください。
(様式のダウンロードについては、1、2ページ参照)

※この用紙は、許可申請に関する書類の正本、
副本それぞれの1枚目に添付してください。

建設業許可申請受付票

該当しないものは消してください。

許可番号	宮崎県知事許可 (般 特 - 1) 第 44923 号	※初めて申請する場合は記入不要
商号・名称	(株) みやざき建設	
今回申請する許可の区分	一般のみ ・ 特定のみ ・ 一般と特定の両方	※いずれかに○

※太枠内を記入してください。

該当するものに○をつけてください。

【申請区分及び手数料】

更新	一般	<input checked="" type="radio"/>	50,000円
	特定	<input checked="" type="radio"/>	50,000円
追加	一般	<input checked="" type="radio"/>	50,000円
	特定	<input type="radio"/>	50,000円
新規(注)	一般	<input type="radio"/>	90,000円
	特定	<input type="radio"/>	90,000円

手数料の計を記入してください。
(左の欄の○印の合計額)

手数料 計	150,000 円
-------	-----------

注：「新規」には、般・特新規（一般建設業のみ許可を受けている者が特定建設業を申請する場合など）や許可換え新規（大臣許可→知事許可など）を含む。

※太枠の該当する区分に○印をつけ、手数料の額を記入してください。

法人、個人いずれかのうち、該当するものに○をつけてください。

【法人】

本店以外の支店・営業所の設置の有無

<input checked="" type="radio"/>	有
<input type="radio"/>	無(本店のみ)

※太枠の該当する区分に○印をつけてください。

【個人】

支配人（登記済みの者に限る。）の有無

<input type="radio"/>	有(支配人登記済み)
<input type="radio"/>	無

※太枠の該当する区分に○印をつけてください。

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

住所、会社名、代表者名を記載してください。他様式も同様です。

令和6年〇〇月〇〇日

太枠内は記入不要です。

不要なものは消してください。

富岡県富岡市橋通東2-10-1
株式会社 みやざき建設
代表取締役 富岡太郎

行政庁側記入欄

大臣 コード 知事

許可番号 013 国土交通大臣 許可(特) 第 5 10 号 令和 11 年 13 月 15 日

申請 項目04 「項目04」新たに許可を取得しようとする業種のみ記入してください。
○新規、更新申請時:対象業種をすべて記入
○業種追加、般特新規申請時:追加しようとする業種のみ記入
(※記入例では、「8.業種追加+更新」のパターン)

申請 項目05 「項目05」既に許可を受けている業種のみ記入してください。
○新規申請時は記入不要

許可の有効期間の調整 1 (1. する) (2. しない)

許可を受けようとする建設業申請時において既に許可を受けている建設業商号又は名称のフリガナ

04 212 05 212

商号又は名称のフリガナ

06 ミヤザキケンセツ

07 (株)みやざき建

代表者又は個人の氏名のフリガナ

08 ミヤザキ タロウ

代表者又は個人の氏名

09 富岡 太郎

主たる営業所の所在地市区町村コード

10 45201 富岡県 富岡市

主たる営業所の所在地

11 橋通東2-10-1

郵便番号

12 880-8501

電話番号

10 0985-26-7176

ファックス番号

資本金額又は出資総額

13 1 (1. 法人) (2. 個人) 45000 (千円)

法人番号

13 1234512345123

兼業の有無

14 1 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類 建設資材の販売

許可換えの区分

15 1 (1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)

一般建設業は「1」、特定建設業は「2」を記入してください。

濁点、半濁点がある文字も一つのマスに記入します。

姓と名の間は一マスあけます。

主たる営業所の所在地には「市町村名」を記入しないでください。番地はアラビア数字とハイフンで記入し、「丁目」、「番地」、「号」などの文字は使用しません。

兼業がある場合は、具体的に記入してください。

大臣 コード 知事

旧許可番号 163 国土交通大臣 許可(特) 第 5 10 号 令和 11 年 13 月 15 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先 担当者の所属・氏名等を記入してください。

所属等 氏名 電話番号

ファックス番号

※行政書士が代行申請する場合は、余白に行政書士職印を押印し(行政書士法施行規則第9条第2項及び第11条)、①氏名②電話番号③FAX番号を記入してください。

営業所一覧表（更新）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営 主 業 た る 所	本店	〒880-8501 宮崎市橋通東2-10-1 0985-26-7176	土・と	建・解
	都城支店	〒885-0024 都城市北原町24-21 0986-23-4512	土・と	
<p>「営業所」とは、建設工事についての見積り、入札、契約の締結等請負契約に関する事務を常時継続して行う事務所をいいます。</p> <p>→ 従たる営業所がない場合、余白に「該当なし」と記入してください。</p> <p>→ 単に商業登記上の本店又は支店等で、建設工事に関する請負契約事務を行わない事務所等は該当しません。</p> <p>→ 工事現場に臨時に置かれる工事事務所、作業所等は対象外です。</p> <p>→ 主たる営業所、従たる営業所には、それぞれの営業所に営業しようとする建設業の種類に応じて、常勤の専任技術者を配置することが必要です。</p>				
従 た る 営 業 所				

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

宮崎県知事許可申請手数料については、宮崎県収入証紙をはり付けてください。

新規許可申請の場合は、宮崎県収入証紙を貼らずに提出してください。
後日、提出を依頼します。

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもって納めた場合にあつては、この限りでない。

工事経歴書

（建設工事の種類）**解体工事**（税込・**税抜**）

該当するものに○をつけてください。
 ※課税事業者は「税抜」で、免税事業者は「税込」で作成してください。

共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載してください。

工事経歴書は閲覧に供しますので、個人の氏名が特定されないよう、注文者「A」、工事名「A邸」○○工事」等と記載してください。

全ての完成工事の合計額の7割を超えるところまで、元請から下請の順に、請負代金の額の大きい順に記載してください。ただし、7割を超える前に、1件500万円（建築一式は1,500万円）未満の工事を10件記載すればそのままです。

ページごとの完成工事の合計件数と合計金額を記載してください。

業種ごとの全ての完成工事の合計件数と合計金額を記載してください。（一つの業種で複数ページにわたる場合は最終ページにのみ記載してください。）

新たに許可を受けようとしている業種（業種追加申請等）については、施工金額がゼロの場合であっても添付してください。
 この場合、右下の合計の欄に「0」と記載するか、任意の余白部分に「実績なし」といったように、その内容が分かるように記載をお願いします。

小計・合計のうち、元請工事に係る請負代金の額の合計を記載してください。

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場の都道府県及び市区町村名	氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所には印を記す） 主任技術者 監理技術者	うち、 〔・PC ・法面処理 ・鋼橋上部〕	工期		
								着工年月	完成又は完成予定年月	
A氏	元請		A邸解体工事	宮崎県宮崎市	宮崎 建次郎	レ	千円	令和5年7月	令和5年9月	
D氏	元請		D邸解体工事	宮崎県宮崎市	宮崎 建三郎	レ	千円	令和5年9月	令和5年10月	
H氏	元請		H邸解体工事	宮崎県国富町	宮崎 建次郎	レ	千円	令和5年4月	令和5年5月	
I氏	元請		I邸解体工事	宮崎県新富町	宮崎 建三郎	レ	千円	令和5年5月	令和5年6月	
							千円	千円	千円	千円
小計							4件	7,300千円	7,300千円	千円
合計							9件	10,000千円	10,000千円	千円

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜）単位：千円

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	建築一式工事	とび工事	解体工事		
第27期 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	元請	公共	745,000	0	0	0	0	745,000
		民間	0	40,000	2,000	0	0	42,000
	下請		0	0	3,000	0	0	3,000
	計		745,000	40,000	5,000	0	0	790,000
第28期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	元請	公共	65,000	0	0	0	0	65,000
		民間	0	28,000	80,000	1,500	0	109,500
	下請		0	0	2,000	0	0	2,000
	計		65,000	28,000	82,000	1,500	0	176,500
第29期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	元請	公共	98,000	0	0	0	0	98,000
		民間	0	12,000	3,000	10,000	0	25,000
	下請		0	0	1,500	0	0	1,500
	計		98,000	12,000	4,500	10,000	0	124,500
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで								
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	請	民間						
	下請							
	計							

「その他の建設工事の施工金額」には許可を受けていない建設工事の施工金額を計上してください。

許可業種については、施工金額がゼロの場合でも記載してください。また、新たに許可を受けようとしている業種（業種追加申請等）についても記載してください。

用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」欄は、最後の用紙に記入してください。

新規設立法人で、決算期末到来の場合であっても添付が必要です。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

使用人数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
	人	人	人	人
本店	8	3	3	14
都城支店	4	2	1	7
合計	12人	5人	4人	21人

専任技術者の要件を満たす技術者数を記入してください。

左記以外の技術関係使用人の数を記入してください。

法人の場合…常勤の役員も含まれます。
個人の場合…事業主も含まれます。

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

不要なものは消してください。

{申請者
譲受人
合併存続法大
分割承継法大}、{申請者
譲受人
合併存続法大
分割承継法大} の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

不要なものは消してください。

令和6年〇〇月〇〇日

申請者
譲受人
合併存続法大
分割承継法大
宮崎市橋通東2-10-1
(株)みやざき建設
代表取締役 宮崎太郎

地方整備局長
北海道開発局長
宮崎県知事 殿

記載要領

{申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人}、 「申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人」、 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」 については不要なものを消すこと

00002

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

不要なものは消してください。

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役
経験年数 平成31年4月から 令和6年3月まで 満5年0月
証明者と被証明者との関係 役員
備考

証明者は、被証明者が役員をしていた建設会社の代表者、許可を有している元請業者等、被証明者の経營業務管理責任者経験を証明できる第三者とします。
更新の場合は、申請者本人の証明でも構いません。

令和6年00月00日

東京都中央区1-3-300
東京土木(株)
代表取締役 東京一郎

証明者

不要なものは消してください。

(2) 下記の者は、許可申請者 { の常勤の役員 本人 の支配人 } で第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に該当する者であることに相違ありません。

令和6年00月00日

地方整備局長
北海道開発局長
宮崎県知事 殿

申請者
届出者

宮崎市橋通東2-10-1
(株)みやざき建設
代表取締役 宮崎太郎

不要なものは消してください。

申請又は届出の区分 173 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年
大臣コード
国土交通大臣 許可(一般) 宮崎県知事

1.新規申請時
2.変更届提出時
3.更新、業種追加、般特新規申請時

新規申請時は記入不要。
更新申請等、変更届提出時は記入が必要です。

許可番号 1845 国土交通大臣 許可(一般) 宮崎県知事 第044923号 平成 令和 31年04月10日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

姓のフリガナ最初の二文字を記入してください。

氏名のフリガナ 19 ミ ヤ
氏名 20 宮 崎 太 郎
住所 宮崎市船塚7丁目8-9

右詰めで記入。
左に余白がある場合は0を記入してください。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S 2 4 年 0 5 月 0 6 日

姓と名の間は一マスあけます。

◎【変更前】

変更届提出の場合に記入が必要です。

氏名 21

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

常勤役員等の略歴書

現住所	富崎市船塚7丁目8-9		
氏名	富崎 太郎	生年月日	昭和24年5月6日
職名	代表取締役		
	期間	従事した職務内容	
職	自 S50年 4月 1日 至 H2年 3月 31日	(株) 鈴山建設入社 工務部にて技術者として勤務	
	自 H2年 4月 1日 至 H5年 3月 31日	(株) 東京土木入社 土木管理部にて技術者として勤務	
	自 H5年 4月 1日 至 H8年 3月 31日	(株) 東京土木 土木管理課長	
	自 H8年 4月 1日 至 H11年 2月 28日	(株) 東京土木 土木管理部長	
	自 H11年 3月 1日 至 H21年 10月 31日	(株) 東京土木 取締役就任	
	自 H21年 11月 1日 至 年 月 日	(株) みやざき建設 取締役就任	
	自 H26年 4月 1日 至 年 月 日	(株) みやざき建設 代表取締役就任 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> 1) 現在に至るまでの職歴を記載してください。 → 建設業に関しては、すべて記載してください。 2) 「従事した職務内容」は、会社名、職名、具体的な職務内容等を簡潔に記載してください。 3) 建設業の経営経験歴が分かるように、役員就任歴を明確に記載してください。 4) 非常勤の役員は、職歴の後に「(非常勤)」と書いてください。 </div>	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし ← 賞罰がなければ「なし」と書きます。 ※記載すべき罰について記載がない場合は、虚偽申告として取り扱い、監督処分の対象となりますので十分に注意してください。(建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載の対象になります。)	
罰			
上記のとおり相違ありません。			
令和6年00月00日		氏名	富崎 太郎

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

本様式は、常勤役員等を直接に補佐する者を置く場合のみ、提出が必要です。

00002

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一面)

不要なものは消してください。

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \end{matrix} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 執行役員（財務・労務）、取締役
経験年数 平成31年4月から 令和6年3月まで 満5年0月
証明者と被証明者との関係 役員
備考

証明者は、被証明者が役員をしていた建設会社の代表者、許可を有している元請業者等、被証明者の経営業務管理責任者経験を証明できる第三者とします。
更新の場合は、申請者本人の証明でも構いません。

令和6年〇〇月〇〇日

東京都中央区1-3-300
東京土木(株)
代表取締役 東京一郎

証明者

不要なものは消してください。

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{matrix} \text{の常勤の役員} \\ \text{本人} \\ \text{の支配人} \end{matrix} \right\}$ で第7条第1号ロ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \end{matrix} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和6年〇〇月〇〇日

地方整備局長
北海道開発局長
宮崎県知事 殿

不要なものは消してください。

申請者
届出者

宮崎市橋通東2-10-1
(株)みやざき建設
代表取締役 宮崎太郎

申請又は届出の区分 $\left[\begin{matrix} \text{項番} \\ 1 \\ 7 \\ 1 \end{matrix} \right]$ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年

1. 新規申請時
2. 変更届提出時
3. 更新、業種追加、般特新規申請時

大臣コード
知事

許可番号 $\left[\begin{matrix} 1 \\ 8 \\ 4 \\ 5 \end{matrix} \right]$ 国土交通大臣 許可(般特 $\left[\begin{matrix} 3 \\ 1 \end{matrix} \right]$)第 $\left[\begin{matrix} 0 \\ 4 \\ 4 \\ 9 \\ 2 \\ 3 \end{matrix} \right]$ 号 平成 $\left[\begin{matrix} 3 \\ 1 \end{matrix} \right]$ 年 $\left[\begin{matrix} 0 \\ 4 \end{matrix} \right]$ 月 $\left[\begin{matrix} 1 \\ 0 \end{matrix} \right]$ 日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ $\left[\begin{matrix} 1 \\ 9 \\ 3 \\ \text{ミ} \\ \text{ヤ} \end{matrix} \right]$
氏名 $\left[\begin{matrix} 2 \\ 0 \\ 3 \\ \text{宮崎} \\ 5 \\ \text{花子} \\ 10 \end{matrix} \right]$
住所 宮崎市高岡町内山3100

姓のフリガナ最初の二文字を記入してください。

姓と名の間は一マスあけます。

新規申請時は記入不要。
更新申請等、変更届提出時は記入が必要です。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 $\left[\begin{matrix} 13 \\ \text{S} \\ 14 \\ \text{6} \\ 16 \\ \text{3} \\ 18 \\ \text{年} \\ 0 \\ 17 \\ \text{月} \\ 1 \\ 19 \\ \text{日} \\ 3 \end{matrix} \right]$

右詰めで記入。
左に余白がある場合は0を記入してください。

◎【変更前】 変更届提出の場合に記入が必要です。

氏名 $\left[\begin{matrix} 2 \\ 1 \\ 3 \\ \text{ } \\ 5 \\ \text{ } \\ 10 \end{matrix} \right]$

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 $\left[\begin{matrix} 13 \\ \text{ } \\ 14 \\ \text{ } \\ 16 \\ \text{ } \\ 18 \\ \text{年} \\ \text{ } \\ 17 \\ \text{月} \\ \text{ } \\ 19 \\ \text{日} \\ \text{ } \end{matrix} \right]$

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

該当するものに○をしてください。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、届出をします。

令和6年〇月〇〇日

— 地方整備局長 —
— 北海道開発局長 —
宮崎県知事 殿

不要なものは消してください。

申請者 富崎市橋通東2-10-1
届出者 (株)みやぎき建設 代表取締役 宮崎 太郎

許可番号 国土交通大臣 許可(般特-31)第044923号 平成 許可年月日 令和 31年04月10日

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本店	(16人 2人)	1	1	1	健康保険 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇	厚生年金保険 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇
都城支店	(9人 0人)	3	3	3	健康保険 本店一括	厚生年金保険 本店一括
					雇用保険 本店一括	
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	(25人 2人)					

全ての従業員(期間雇用者を含む。)の数を記入してください。
※法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)の記載が必要です。
()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載してください。

「1」の該当する場合は次の①、②の書類を添付してください。
①「健康保険」及び「厚生年金保険」確認書類
・保険料の納入に係る「直近の領収証書又は納入証明書」の写し
②雇用保険確認書類(次のいずれか)
・労働保険料完納証明書の写し
・直近の「労働保険概算・確定保険料申告書」の写し(事務組合等を利用している場合には納入通知書)と保険料領収書の写し
※「労災保険」ではなく「雇用保険」について確認できるものが必要ですので御注意ください。

◆ 様式第7号の3(「健康保険等の加入状況」)の記載方法が変わりました。健康保険等の加入状況に応じて、下記の番号を記載してください。

保険の加入状況	(参考) 従前
適用事業所、適用事業の届出を行っている場合……… 1	1 (変更なし)
適用が除外される場合……… 2	3
一括適用の承認に係る事業所……… 3	1

※未加入(従前の記載では「2」)については、社会保険の許可要件化に伴い、該当する番号がなくなりましたので、ご注意ください。

記載要領(抜粋)
5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二(営業所一覧表)に記載した順に記載すること。
6 「従業員数」の欄は、法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となったことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となったことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となったことについて公共職業安定所の長に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては健康保険組名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。

電算用紙
許可④

00003

該当するものに○をしてください。

専任技術者証明書（新規・変更）

令和 6 年 〇 月 〇 〇 日

宮崎市橋通 2-10-1
(株)みやざき建設
代表取締役 宮崎 太郎

- (1) 下記のとおり、**建設業法第7条第2号**、**建設業法第15条第2号** に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、**専任の技術者の交替に伴う削除の届出**をします。

不要なものは消してください。

1.業種追加、般特新規申請時も「1」を記入
2~5. 変更届提出時

申請者 届出者

地方整備局長
北海道開発局長
宮崎県知事 殿

区 分 項 番 3
6 1 1

大臣 1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種 3. 専任技術 4. 専任技術者の交 5. 専任技術者が置かれ
知事 等 又は有資格区分の変更 者の追加 替に伴う削除 る営業所のみの変更

許 可 番 号 3 4 5 10 15
6 2 4 5 0 4 4 9 2 3 号 平成 3 1 年 0 4 月 1 0 日

国土交通大臣 許可 (般 特) 3 1 第 0 4 4 9 2 3 号

姓のフリガナ最初の二文字を
記入してください。

右詰めで記入。左に余白がある場合は0を記入してください。

フリガナ (フリガナ) **ニチナン タカシ** (フリガナ)

氏 名 6 3 3 5 10 15 18 20
6 3 二 日 南 貴 生年月日 S 5 3 年 0 4 月 2 4 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 9 7 9
現在担当している建設工事の種類 9 7 9

有 資 格 区 分 6 5 1 3 3 8

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

専任技術者の住所 宮崎市潮見町 5 6 - 7 - 8

営業所の名称 (旧所属) 宮崎県 宮崎市 潮見町 5 6 - 7 - 8

営業所の名称 (新所属) 本店

姓と名の間は一マスあけます。

「有資格区分」は、専任技術者が有する資格等について、建設業法施行規則別表(二)の分類<有資格コード一覧参照>に従い、該当するコードを記入してください。

専任技術者の住所及び所属営業所の名称を記入してください。

フリガナ (フリガナ) **ノベオカ サトル** (フリガナ)

氏 名 6 3 3 5 10 15 18 20
6 3 ノ ベ 延 岡 悟 生年月日 S 2 3 年 0 7 月 1 3 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 9
現在担当している建設工事の種類 9

有 資 格 区 分 6 5 1 3

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

専任技術者の住所 宮崎市神宮東 7 - 6 - 5

営業所の名称 (旧所属) 宮崎県 宮崎市 神宮東 7 - 6 - 5

営業所の名称 (新所属) 都城支店

○すでに専任技術者になっている者が業種追加等の申請をする際、これまで担当している業種を記入してください。
※新規申請時及び変更届のうち「3. 専任技術者の追加」については記入不要

フリガナ (フリガナ) **クシマ アヤ** (フリガナ)

氏 名 6 3 3 5 10 15 18 20
6 3 ク シ 串 間 あ や 生年月日 H 0 3 年 0 3 月 0 3 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 2
現在担当している建設工事の種類 2

有 資 格 区 分 6 5 0 1

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

専任技術者の住所 都城市花線町 1 0 - 3

営業所の名称 (旧所属) 宮崎県 都城市 花線町 1 0 - 3

営業所の名称 (新所属) 都城支店

実務経験証明書

下記の者は、**とび・土工**に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和6年〇月〇〇日

実務経験における使用者（雇用主）が証明者となります。

宮崎市瀬頭2丁目4-3-2-1
楠並木工業（株）
代表取締役 楠木 一郎

証明者

被証明者との関係 **社員**

記

技術者の氏名	申間 あや	生年月日	平成3年3月3日	使用された期間	平成26年4月から
使用者の商号又は名称	楠並木興業（株）				平成30年3月まで
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
現場主任	平和台公園コンクリートブロック塀	各経過年数の始りの月は計算しません。 この例の「26年4月から26年5月まで」の 場合は1か月となります。		26年4月から26年5月まで	
現場主任	一ツ葉小学校校庭土工			26年5月から26年6月まで	
現場主任	スカイマンションコンクリート打設	実務経験を必要な期間分、記入することが 必要です。 まとめ書きは認められません。 なお、この例は3年3月の実務経験証明と なっていますが、証明が必要な期間に 応じて、同様の要領で作成することが必要です。		26年6月から26年8月まで	
現場主任	生目コーポコンクリート打設工事			26年9月から26年10月まで	
現場主任	Y邸外構工事			26年10月から26年12月まで	
現場主任	S邸外構工事			27年1月から27年3月まで	
現場主任	T邸外構工事			27年4月から27年6月まで	
現場主任	A邸外構工事			27年6月から27年7月まで	
現場主任	花ヶ島高校校庭地盤改良工事			27年7月から27年9月まで	
現場主任	I邸外構工事			27年9月から27年11月まで	
現場主任	株式会社花山手倉庫コンクリート打設工事			27年12月から28年3月まで	
現場主任	有限会社東設備 機器保管倉庫コンクリート打設工事			28年4月から28年6月まで	
現場主任	日南トンネル掘削工事			28年6月から28年12月まで	
現場主任	青島トンネルコンクリート工事			29年1月から29年6月まで	
現場主任	白浜病院コンクリート打設工事			29年7月から30年3月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者の証明が得ることができない場合は、 その理由を記入してください。 (例)倒産により使用者行方不明のため			合計 満 3年 3月	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、**とび・土工** 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和6年〇月〇〇日

証 明 者 宮崎市橋通東2-10-1
(株)みやざき建設
代表取締役 宮崎 太郎

被証明者との関係 社員

記

証明者の立場から見た
技術者との関係を記入します。

契約工期を記入するのではなく、指導監督的な実務に従事した期間を記入します

技術者の氏名	串間 あや	生年月日	平成3年3月3日	使用された期間	平成30年4月から 令和3年10月まで
使用者の商号 は名	(株)みやざき建設				
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容	実務経験年数	
都城土木事務所	70,000千円	土木課長	県道75号線法面工事	平成30年6月から平成31年3月まで	
宮崎県貿易センター	48,000千円	土木課長	センター新築造成工事	令和元年5月から令和元年9月まで	
一ツ葉港湾事務所	45,000千円	土木課長	消波ブロック設置工事	令和元年12月から令和2年3月まで	
宮崎土木事務所	50,000千円	土木課長	新大淀橋仮橋撤去工事	令和2年10月から令和3年3月まで	
大坪工業(株)	52,000千円	土木課長	宮崎工場解体・設備撤去工事	令和3年6月から令和3年10月まで	
	千円			年 月から	年 月まで
<p style="color: red;">この証明書は特定建設業の許可を得ようとする場合で、法第15条第2号の該当区分が(ロ)に該当した方について作成します。 ※指定建設業(土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園)については、当該証明による実務経験では専任技術者として認められません。</p> <p style="color: red;">建設工事の種類、技術者、証明者ごとに各々作成しますが、ここでの工事は元請工事で、請負金額が以下のものに限られます。 ①S59.9.30までに従事したものは15,000千円以上 ②S59.10.1以降H6.12.27までに従事したものは30,000千円以上 ③H6.12.28以降に従事したものは45,000千円以上</p> <p style="color: red;">この経験は、発注者から元請負人として請け負った建設工事に関する経験であり、注文者側における経験又は下請負人としての経験はこれに含まれません。</p>					
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計	満2年1月

経験年数を合計して、満2年(24か月)以上になることが必要です。
この場合の経験年数の計算は各々の工事の経験年数を片落計算で算出します。
使用された期間の合計ではありません。
また、経験年数が重複しているものにあつては、二重に計算してはいけません。

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

許可申請者 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本 人} \\ \text{法 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調書

住 所	宮崎市高岡町内山3100		
氏 名	宮崎 花子	生 年 月 日	昭和63年2月13日生
役 名 等	取締役		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
賞罰がなければ「なし」と書きます。 ※記載すべき罰について記載がない場合は、虚偽申告として取り扱い、監督処分の対象となりますので十分に注意してください。 (建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載の対象になります。)		<p>本調書は役員等の一覧表(様式第一号別紙一)に記載された者全員について作成することとされているが、「顧問」及び「相談役」については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。</p> <p>※本記載例(P33)では、宮崎花子のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役(株主等) 「宮崎 次郎」 ・ 株主等 「宮崎 三郎」 <p>の分の調書作成も必要。 (代表取締役「宮崎 太郎」については、様式第7号別紙を作成しているため、本様式の作成を要しない。)</p>	
上記のとおり相違ありません。			
令和6年〇月〇〇日		氏 名 宮崎 花子	

記載要領

- 「 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本 人} \\ \text{法 定 代 理 人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ 」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	都城市北原町24-89		
氏 名	北都 五郎	生 年 月 日	昭和39年6月6日生
営 業 所 名	都城支店	建設業法施行令第3条に規定する使用人とは、 支配人、支店又は営業所(本店を除く。)の代表者です。	
職 名	支店長		
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
罰	賞罰がなければ「なし」と書きます。 ※記載すべき罰について記載がない場合は、虚偽申告として取り扱い、監督処分の対象となりますので十分に注意してください。 (建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載の対象になります。)		
	上記のとおり相違ありません。		
令和6年〇月〇〇日		氏 名	北都 五郎

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

株 主 （出 資 者） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
宮崎 次郎	宮崎県宮崎市旭 1 - 2 - 2	6 0 0 株
宮崎 三郎	宮崎県延岡市愛宕町 2 - 1 5	4 0 0 株

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

注 記 表

自 令和 5年 4月 1日
至 令和 6年 3月31日

株式譲渡制限会社(特例有限会社、株式譲渡について取締役会の承認が必要な会社など)は下記項目の「2」、「3」、「4」、「6」、「9」、「18」について記載してください。

(会社名) **株式会社みやざき建設**

枠内は、すべての株式会社(特例有限会社を含む)が記載しなければなりません。

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
 - 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法 **移動平均法による原価法**
 - (2) 固定資産の減価償却の方法 **建物は定額法、その他の資産は定率法**
 - (3) 引当金の計上基準 **一般債権については法人税法の規定による法定繰入率、その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。**
 - (4) 収益及び費用の計上基準 **収益については、請負金額1億円以上の工事は工事進行基準、その他の工事については工事完成基準。**
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 **税抜方式**
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項 **該当なし**
 - 3 会計方針の変更 **該当なし**
 - 4 表示方法の変更 **該当なし**
- 該当事項がない場合は「該当なし」と記載してください。
- 4-2 会計上の見積り
 - 5 会計上の見積りの変更
 - 6 誤謬の訂正 **該当なし**
 - 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ① 担保に供している資産の内容及びその金額
 - ② 担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高	千円
裏書手形譲渡高	千円
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
 - 8 損益計算書関係
 - (1) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
 - (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (5) 研究開発費の総額 (会計監査人を設置している会社に限る。)
 - 9 株主資本等変動計算書関係
 - (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数 **普通株式 1,000株**
 - (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数 **該当なし**
 - (3) 剰余金の配当 **該当なし**
 - (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数 **該当なし**

枠内は、すべての株式会社(特例有限会社を含む)が記載しなければなりません。

- 10 税効果会計
- 11 リースにより使用する固定資産
- 12 金融商品関係
 - (1) 金融商品の状況
 - (2) 金融商品の時価等
- 13 賃貸等不動産関係
 - (1) 賃貸等不動産の状況
 - (2) 賃貸等不動産の時価
- 14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

- 15 一株当たり情報
 - (1) 一株当たりの純資産額
 - (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

枠内は、すべての株式会社(特例有限会社を含む)が記載しなければなりません。

- 16 重要な後発事象
- 17 連結配当規制適用の有無
- 17-2 収益認識関係

18 その他 該当なし

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	平成元年 3月 1日	個人事業の建設業「みやざき建設」創業
	平成3年 2月 1日	(株)みやざき建設設立 資本金 1,000万円
	平成22年 2月 1日	資本金の増資 資本金 2,000万円
	平成27年 1月 1日	資本金の増資 資本金 4,500万円
	平成 年 月 日	創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等について、記入してください。
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	

建設業の登録及び許可の状況	平成11年 5月25日	宮崎県知事許可（般-11）第44923号 新規（土、と）
	平成26年 3月10日	宮崎県知事許可（般-26）第44923号 追加（建）
	令和元年 12月10日	宮崎県知事許可（特-01）第44923号 般・特新規（土、と）
	平成 年 月 日	更新を除いた建設業の登録及び許可について、記入してください。 記入にあたっては、上記例のように、許可番号、区分、業種について記入してください。
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
平成 年 月 日		

賞罰	平成15年 8月12日	指示処分（専任技術者の専任義務違反）
	平成 年 月 日	該当がない場合は、「該当なし」と記入してください。
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
<p style="text-align: center;">一般社団法人宮崎県建設業協会</p>	<p style="text-align: center;">平成7年10月1日</p>

加入していない場合は、「未加入」と記載してください。

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	<p>宮崎青島銀行 中央支店</p>	<p>小丸信用金庫 佐土原出張所</p>	
<p>支店、営業所の区分まで記載してください。</p>			

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
 (例 ○○銀行○○支店)

区分 項番 3
 8 1 3 (2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)

大臣 3
 知事 コード

許可番号 項番 3
 8 2 4 5 国土交通大臣 許可 (一般 3 1) 第 0 4 4 9 2 3 号 平成 3 1 年 0 4 月 1 0 日
 宮崎県知事

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する注意事項】

(主たる営業所)

右詰めで記入。左に余白がある場合は0を記入してください。

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

営業しようとする建設業

営業所とは、建設工事についての見積り、入札、契約の締結等請負契約に関する事務を常時継続して行う事務所をいいます。
 → 単に商業登記上の本店又は支店等で、建設工事に関する請負契約事務を行わない事務所等は該当しません。
 → 営業所に係る変更がない場合、第二面は不要です。
 → 工事現場に臨時に置かれる工事事務所、作業所等は対象外です。
 → 主たる営業所、従たる営業所には、それぞれの営業所に営業しようとする建設業の種類に応じて、常勤の専任技術者を配置する必要があります。

(従たる営業所)

フリガナ ミヤコノジョウシテン

従たる営業所の名称 8 4 3 5 10 15 20
 都 城 支 店

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 3 5 4 5 2 0 2 都道府県名 宮崎県 市区町村名 都城市

従たる営業所の所在地 8 6 3 5 10 15 20
 北 原 町 2 4 - 2 1

郵便番号 8 7 3 5 6 8 6 - 0 8

営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

変更前 3 5 10 15 20 25 30

営業所の所在地には、「市町村名」を記入しないでください。
 → 市町村名の次から記載
 → 番地は、アラビア数字とハイフンで表現し、「丁目」、「番地」、「号」などの文字は使用しません。

(従たる営業所)

フリガナ

従たる営業所の名称 8 4 3 5 10 15 20

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 3 5 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6 3 5 10 15 20

郵便番号 8 7 3 5 6 電話番号 10 15 20

営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

変更前 3 5 10 15 20 25 30

(従たる営業所)

フリガナ

従たる営業所の名称 8 4 3 5 10 15 20

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 3 5 都道府県名 市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6 3 5 10 15 20

郵便番号 8 7 3 5 6 電話番号 10 15 20

営業しようとする建設業 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

変更前 3 5 10 15 20 25 30

変 更 届 出 書

令和 6 年 〇 月 〇〇 日

許 可 番 号 宮崎県知事許可 (般 特 — 31) 第 44923 号
許 可 年 月 日 平成 31 年 4 月 10 日
主たる営業所
の 所 在 地 宮崎市橘通東 1-9-11
商号又は名称 (株) みやざき建設
代 表 者 氏 名 代表取締役 宮崎 太郎
電 話 番 号 0985 (26) 7176
法 人 番 号 1234512345123

宮崎県知事 殿

事業年度 (第 29 期 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)
が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- ① 工事経歴書
- ② 直前 3 年の各事業年度における工事施工金額
- ③ 貸借対照表及び損益計算書
- ④ 株主資本等変動計算書及び注記表
- ⑤ 事業報告書 (特例有限会社を除く株式会社のみ)
- ⑥ 事業税納付済額証明書
- (7) 使用人数
- (8) 令第 3 条に規定する使用人の一覧表
- (9) 定款
- ⑩ 健康保険等の加入状況

個人は、不要です。

法人の場合は、法人事業税、個人の場合は、個人事業税。

変更があった場合は、提出してください。

※ 経営事項審査の受審予定 あり ・ なし

記載要領

1 (1) から (10) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。